文部科学省

令和7年度学校における医療的ケアに関する実態調査結果

令和8年7月
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

○目次

1. 調査概要

2. 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

3. 学校で実施されている医療的ケアの項目

4.学校において医療的ケアを実施する看護職員等の数

5. 保護者等の付添いの状況

6. 教育委員会における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況（令和7年4月1日時点）

7. ガイドライン等の内容について

（参考1）国立・公立（都道府県別）・私立（株立学校含む）別の集計結果

（参考2）医療的ケアに関する推移

（参考3）保護者等の付添いの状況（令和7年10月1日時点）

（参考4）関連事業

1. 調査概要

(1)調査目的

学校における医療的ケア(※1)に関する実態について把握し、関連施策の推進を図る。

(2)調査時点

令和7年5月1日現在 他(※2)

(3)調査項目

①学校用調査

- 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
- 医療的ケア看護職員の数(国立・私立(株式学校立含む)のみ)
- 学校において医療的ケアを実施する者(医療的ケア看護職員を除く)の数
- 学校において付添いをしている保護者等の状況(令和7年始業から夏休み前までの状況)

②教育委員会用調査

- 学校における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況
- 医療的ケア看護職員の数(公立学校分)

(4)調査対象

①学校用調査

国公私立の幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

(回答対象学校数) 令和7年5月1日時点
・幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。):8,225園　・小学校 18,868校　・中学校 9,827校
・義務教育学校 261校　・高等学校 4,788校　・中等教育学校 58校
・特別支援学校 1,195校

②教育委員会用調査

教育委員会

(回答対象教育委員会数) 令和7年5月1日時点
都道府県教育委員会:47、市町村教育委員会(特別区、地方公共団体の組合に置かれる教育委員会を含む):1,813

(※1)本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが医療的ケア看護職員が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、医療的ケア看護職員の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。
(※2)「教育委員会における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況」については令和7年4月1日現在の状況。「保護者等の付添いの状況」については同年10月1日現在の状況も調査。

2.医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

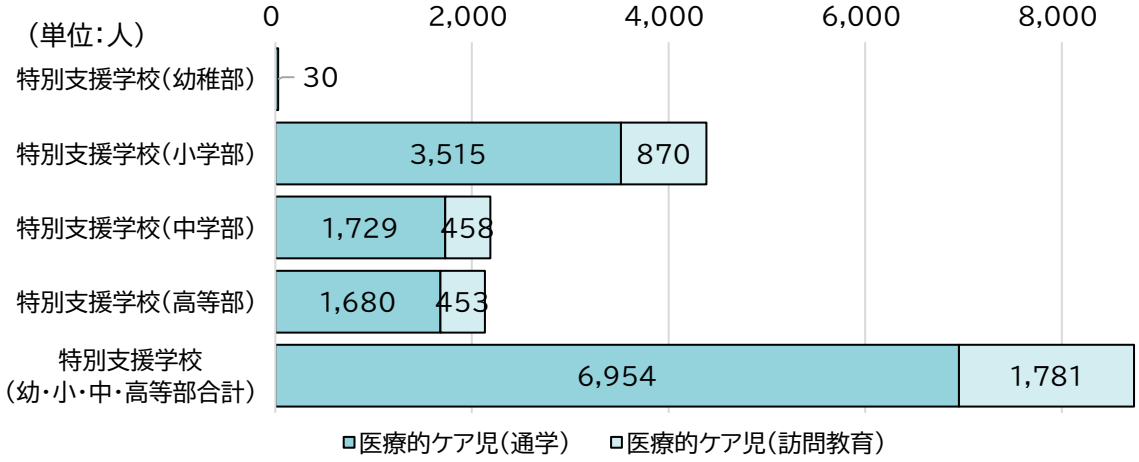

8,735人（R6　8,700人）

学部	通学・訪問教育の別	国立	公立	私立	計
幼稚部	通学	0	30	0	30
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	7	3,508	0	3,515
	訪問教育	0	870	0	870
中学部	通学	0	1,728	1	1,729
	訪問教育	0	458	0	458
高等部	通学	0	1,678	2	1,680
	訪問教育	0	453	0	453
計	通学	7	6,944	3	6,954
	訪問教育	0	1,781	0	1,781
	計	7	8,725	3	8,735

（参考）医療的ケア児が在籍する特別支援学校 726校

幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数

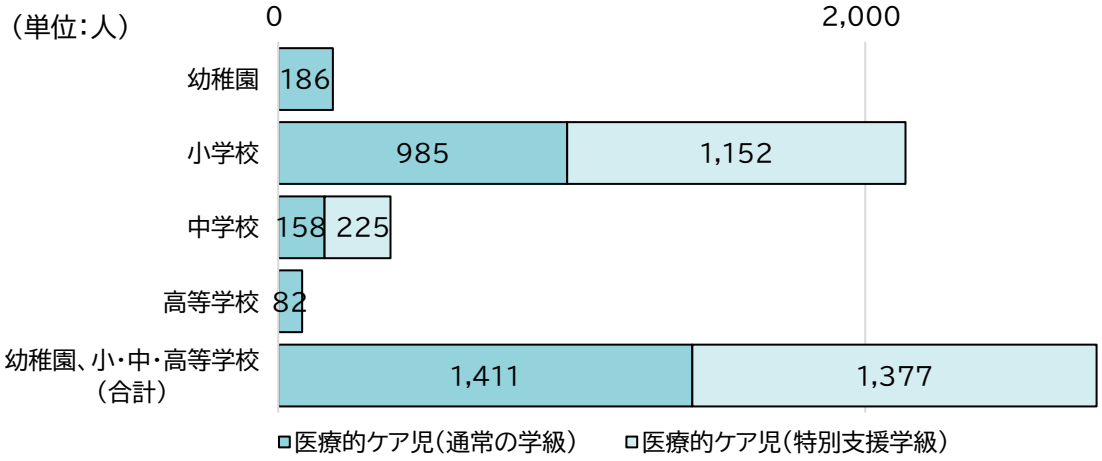

2,788人（R6 2,559人）

学校種	通常の学級・特別支援学級の別	国立	公立	私立	計
幼稚園	通常の学級	2	77	107	186
小学校	通常の学級	10	963	12	985
	特別支援学級	0	1,152	0	1,152
中学校	通常の学級	1	151	6	158
	特別支援学級	0	225	0	225
高等学校	通常の学級	0	37	45	82
	特別支援学級	0	0	0	0
計	通常の学級	13	1,228	170	1,411
	特別支援学級	0	1,377	0	1,377
	計	13	2,605	170	2,788

（参考）医療的ケア児が在籍する幼稚園　172園
小学校　1,881校
中学校　341校
高等学校　60校

3. 学校で実施されている医療的ケアの項目

- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ33,676件であり、行為別にみると、**喀痰吸引(鼻腔内)5,456件、喀痰吸引(口腔内)5,448件、経管栄養(胃ろう)5,374件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,417件**の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ4,041件であり、行為別にみると、**血糖値測定・インスリン注射962件、導尿(自己導尿を除く。) 625件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)428件、経管栄養(胃ろう)378件**の順に多い。

特別支援学校

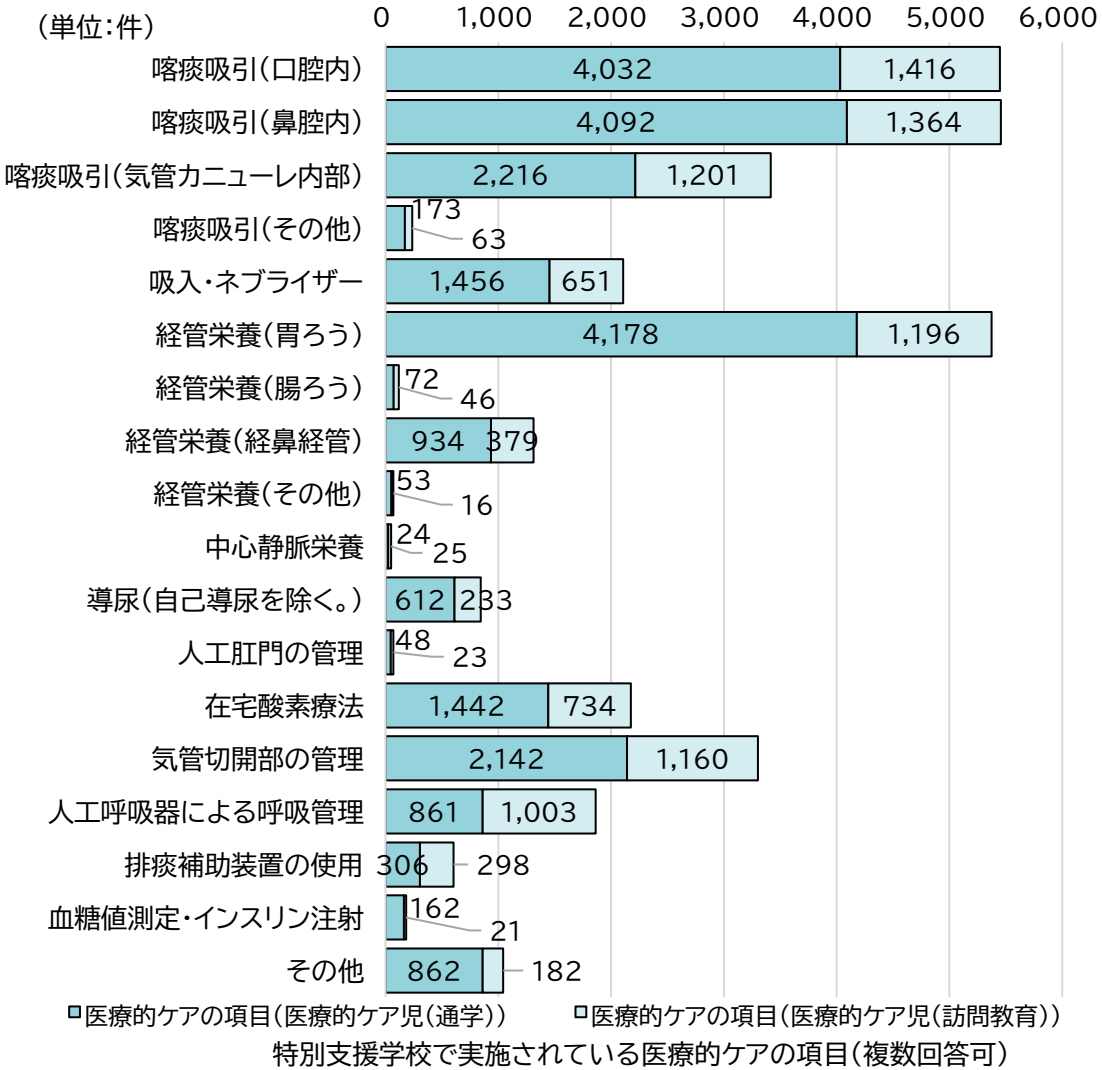

特別支援学校で実施されている医療的ケアの項目(複数回答可)

幼稚園、小・中・高等学校

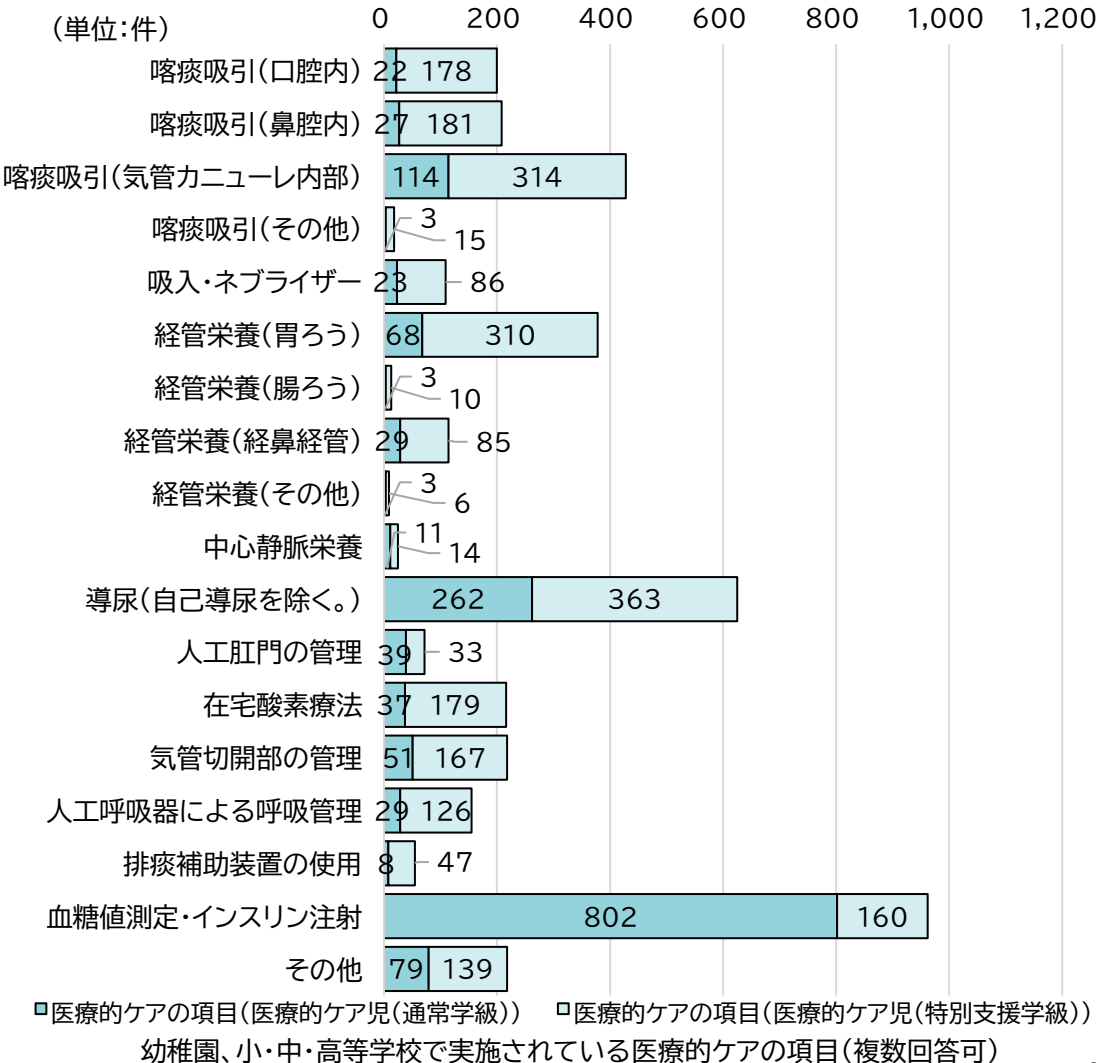

幼稚園、小・中・高等学校で実施されている医療的ケアの項目(複数回答可)

4. 学校において医療的ケアを実施する看護職員等の数

特別支援学校において医療的ケアを実施する看護職員、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の数 8,086人

（R6 7,818人）

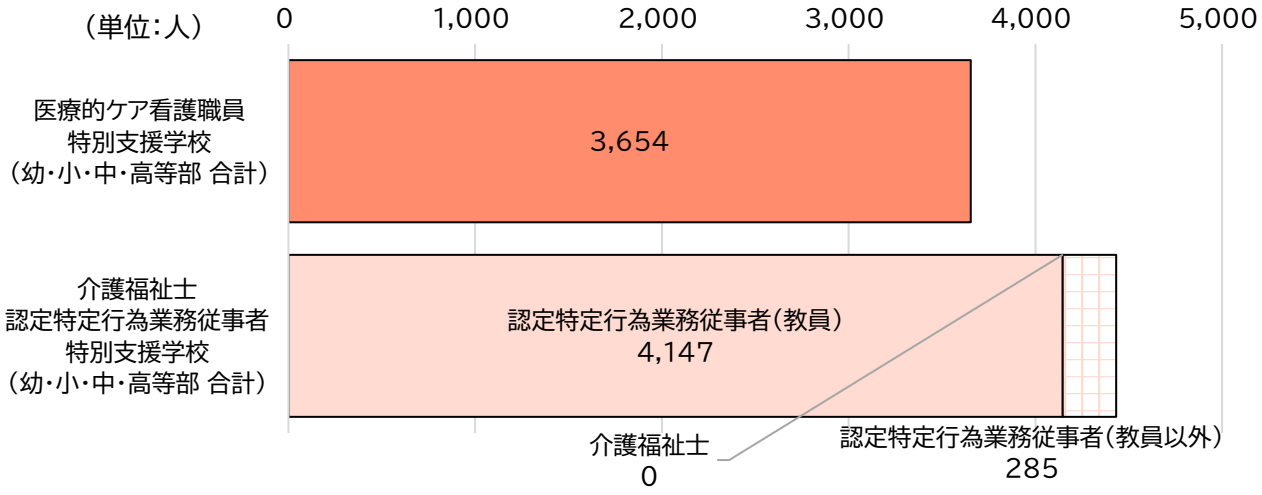

医療的ケア看護職員の週当たりの所定労働時間（※1）	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用：常勤	直接雇用：非常勤	外部委託（※2）
19時間25分未満	0	1,262	268
19時間25分以上23時間15分未満	0	161	3
23時間15分以上31時間00分未満	0	1,274	63
31時間00分以上37時間30分未満	1	199	11
37時間30分以上	244	156	12
計	245	3,052	357

※1 直接雇用：就労規則によって定められる週の所定労働時間を回答。
外部委託：委託契約書等によって定められている週の業務委託時間（委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の一週間の平均業務委託時間）を回答。
※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

幼・小・中・高等学校において医療的ケアを実施する看護職員、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の数 3,047人

（R6 2,745人）

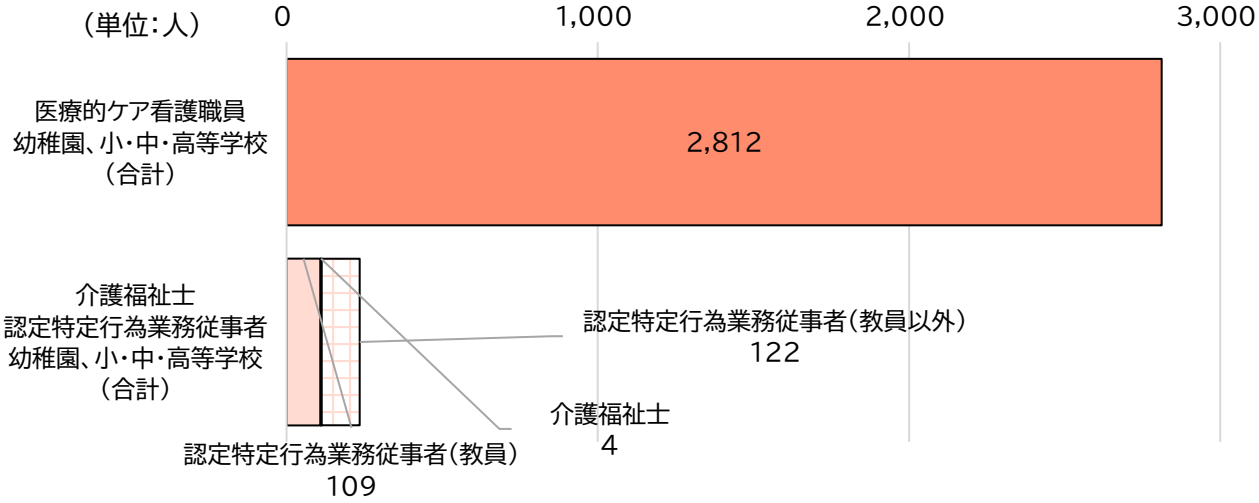

医療的ケア看護職員の週当たりの所定労働時間（※1）	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用：常勤	直接雇用：非常勤	外部委託（※2）
19時間25分未満	4	694	602
19時間25分以上23時間15分未満	0	140	25
23時間15分以上31時間00分未満	7	658	112
31時間00分以上37時間30分未満	2	338	94
37時間30分以上	34	63	39
計	47	1,893	872

※ 本調査における「医療的ケア看護職員」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。
※ 医療的ケア看護職員のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。

5-1. 特別支援学校における保護者等の付添いの状況

【令和7年度始業から夏休み前までの状況】

特別支援学校に通学する医療的ケア児（6,954人）の保護者等の付添いの状況

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数　262人　（3.8%）
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,502人（50.4%）
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 3,190人（45.9%）

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
（特別支援学校）（単位：人）

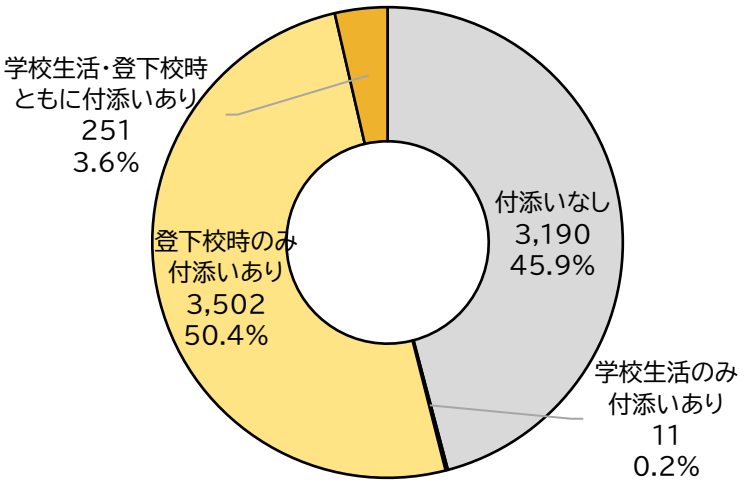

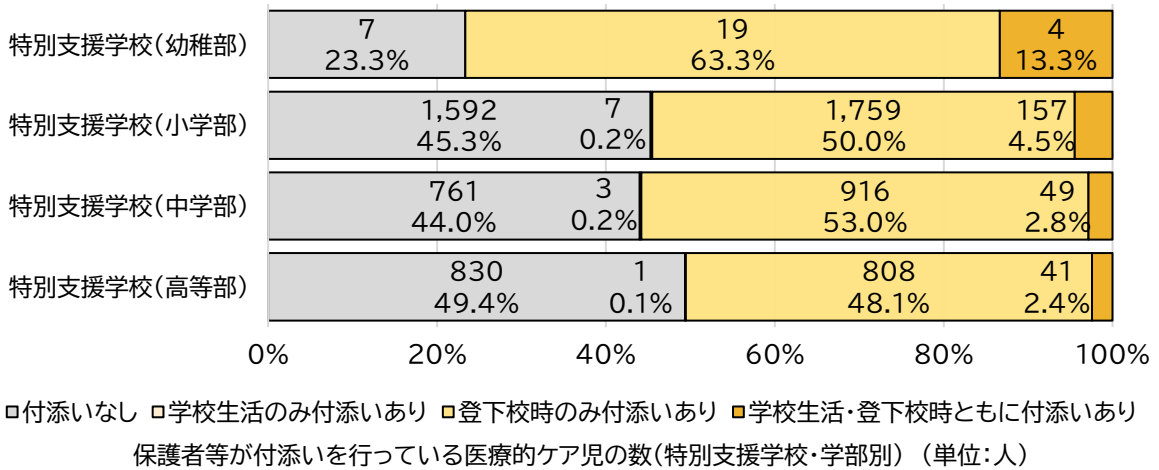

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数（特別支援学校・学部別）（単位：人）

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児（262人）の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」109件（41.6%）が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施するための手続きや引継ぎの途中である」「緊急時の対応のため、保護者が付き添うよう主治医から助言があったため」などがある。

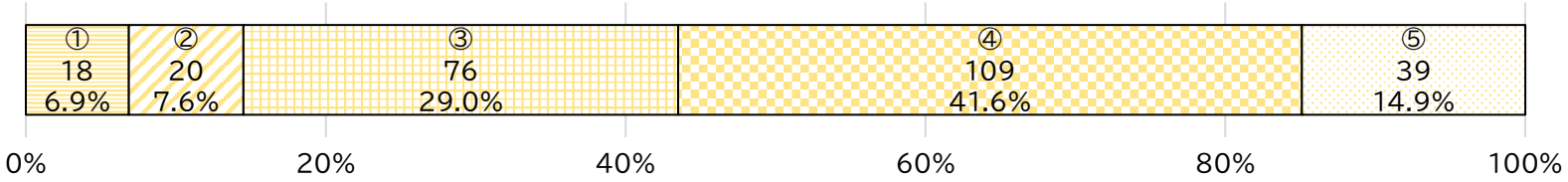

学校生活において保護者等の付添いが必要な理由（特別支援学校）

① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため（ガイドライン等で定めている場合も含む。）
⑤ その他

なお、「学校生活・登下校時ともに付添いあり」又は「登下校時のみ付添いあり」の医療的ケア児（3,753人）の付添いが必要な理由として、「スクールバスに同乗する医療的ケア看護職員がいないため」1,782件（47.5%）が最も多く、「その他」の理由としては、「医療的ケア児が乗車できる車両が確保できないため」などがある。

※ 本調査は、令和7年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

5-2. 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

【令和7年度始業から夏休み前までの状況】

幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,788人)の保護者等の付添いの状況

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数　269人 (9.7%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,065人 (38.2%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 1,454人 (52.2%)

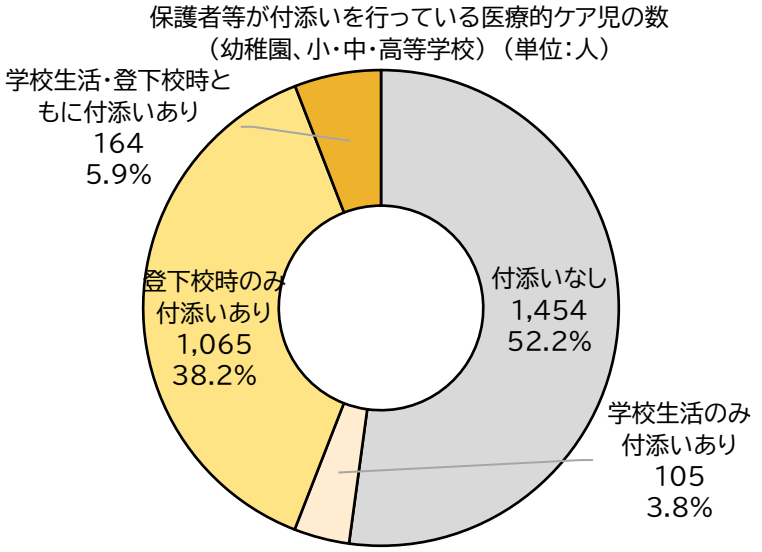

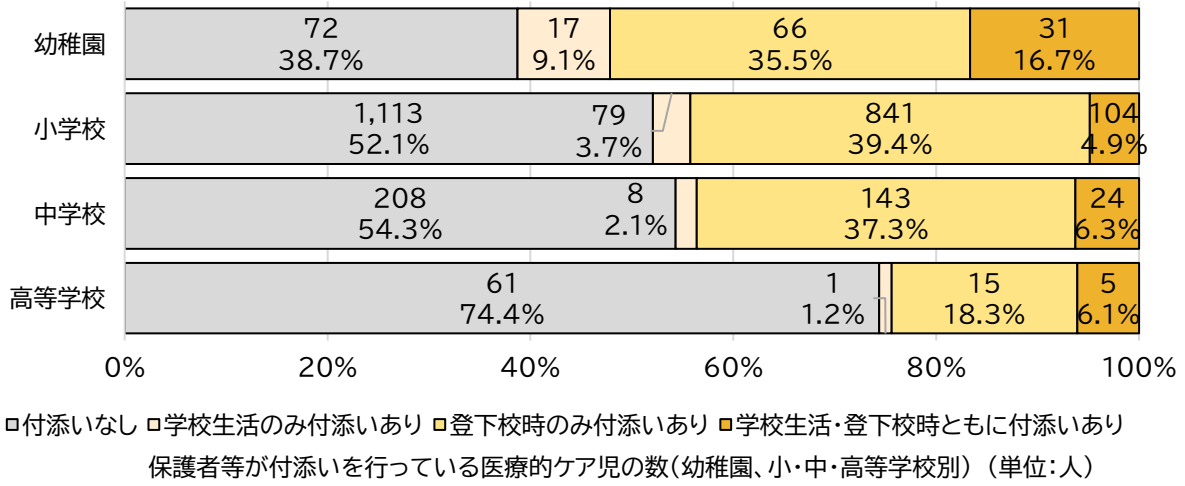

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(269人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」111件(41.3%)が最も多く、その他の理由としては、「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。

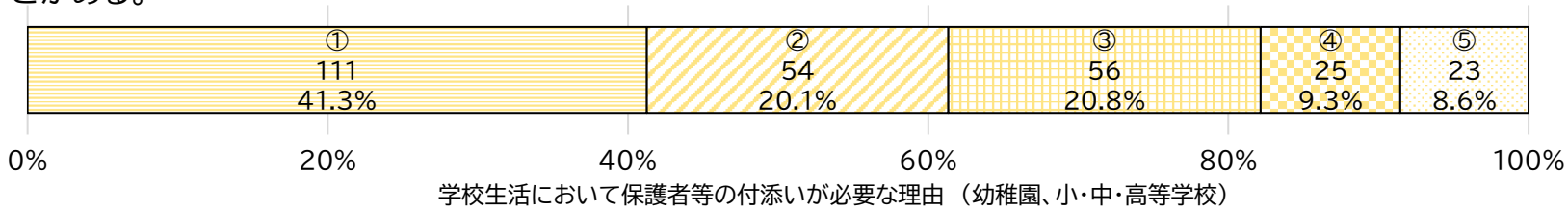

学校生活において保護者等の付添いが必要な理由 (幼稚園、小・中・高等学校)

① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
⑤ その他

なお、「学校生活・登下校時ともに付添いあり」又は「登下校時のみ付添いあり」の医療的ケア児(1,229人)の付添いが必要な理由として、その他を除くと「医療的ケア看護職員や車両の確保は可能だが、保護者が希望しているため」196件(15.9%)が最も多く、その他の理由としては、「歩行困難なため」「複数の処置が必要なので、遅刻・早退をするため」などがある。

※ 本調査は、令和7年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

6. 教育委員会における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況
（令和7年4月1日現在）

- ガイドライン等を策定している教育委員会　600/1,813（33.1%）　（R5: 21.7%）
  うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会　514/600（85.7%）（R5:　54.2%）

（ガイドライン等を策定していない理由としては、「各学校が個別にマニュアルを策定している」「県のガイドライン等を参考にして対応している」「医療的ケア児が在籍していない」などが挙げられる。）

- ガイドライン等を策定している都道府県教育委員会　47/47（100.0%）

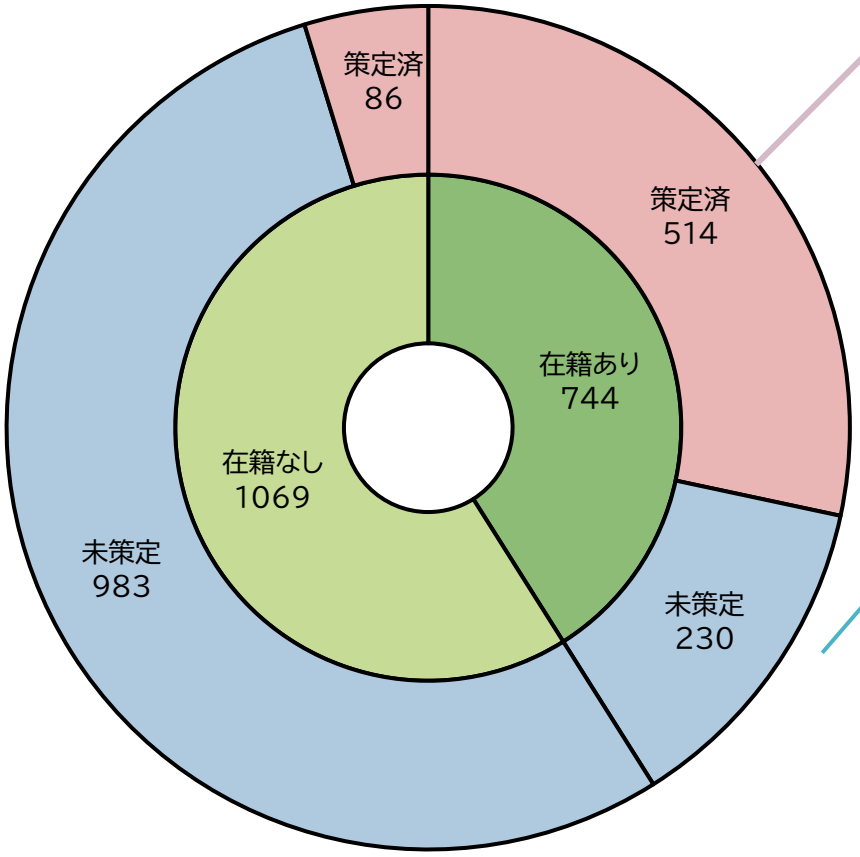

●ガイドライン等を策定している600教育委員会においては、ガイドライン等の策定（最終改訂時期）は、直近令和7年が最も多い。

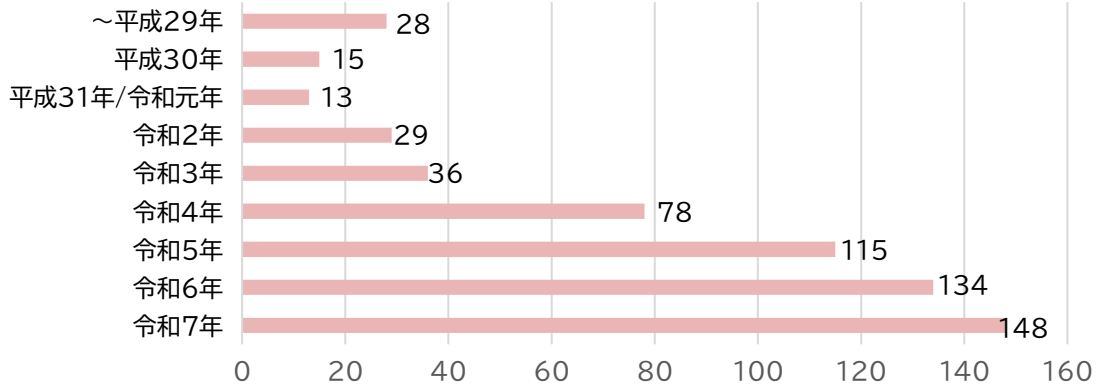

●ガイドライン等を策定していない1,213教育委員会においては、ガイドライン等の策定の予定は、「医療的ケア児の転入学が見込まれたとき」が最も多い。

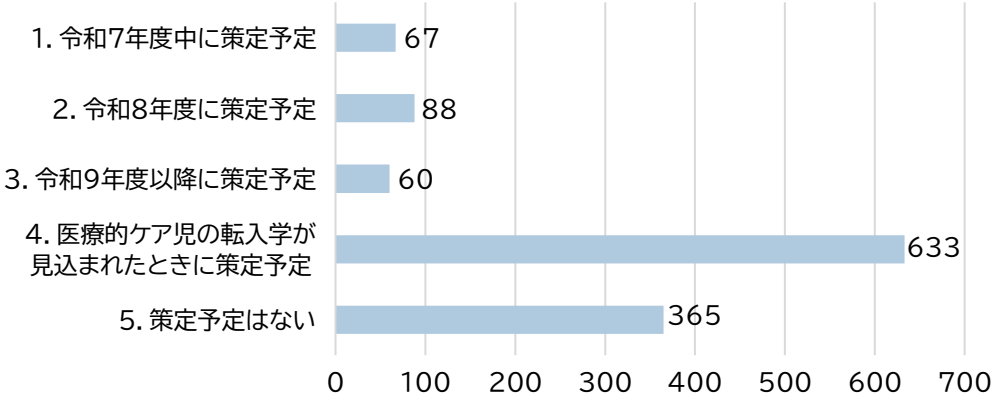

7. ガイドライン等の内容について

- ガイドライン等に記載している内容項目としては、「医療的ケアに係る関係者の役割分担」（95.7%）、「自治体における医療的ケアの考え方」（93. 2%）、「教育委員会と学校との役割分担」（93.2%）の順で割合が高い。

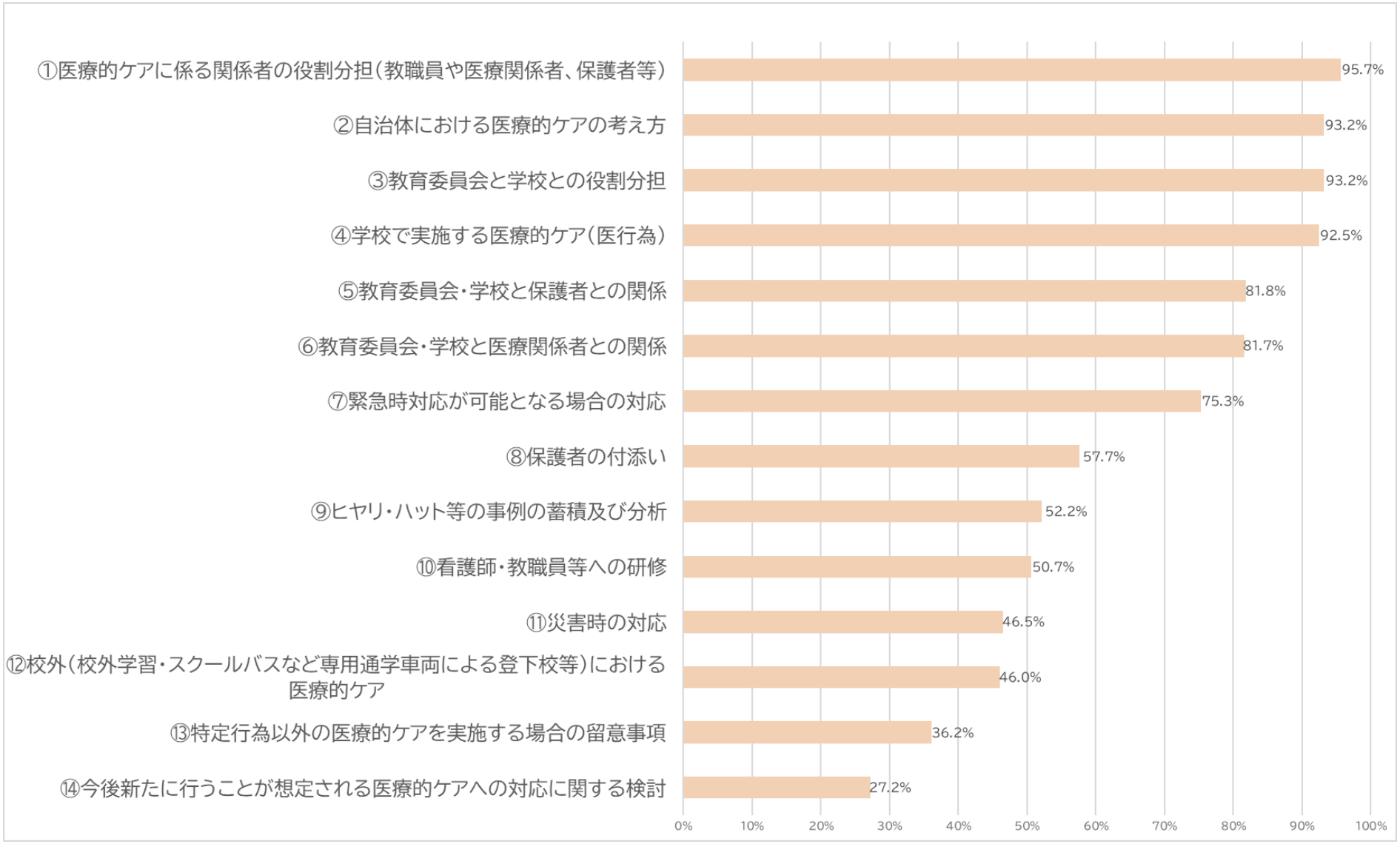

複数回答可

（参考1-1）【特別支援学校】令和7年度学校における医療的ケアに関する実態調査（国立・公立（都道府県別）・私立（株式会社立を含む）別）

国立・公立（都道府県別）・私立（株式会社立を含む）の別		学校の数	幼児児童生徒の数							看護師の数				看護師以外の実施者の数					保護者等による付添いを行っている医療的ケア児の数（始業から夏休み前までの間）				保護者等による付添いを行っている医療的ケア児の数（10月1日時点）			
			学部別				通学・訪問教育の別		合計	直接雇用		外部委託（医療機関・訪問看護ステーション・障害児入所施設等）	合計	養護教諭	認定特定行為業務従事者（教員）	介護福祉士	認定特定行為業務従事者（教員以外）	合計	学校生活のみ付添いあり	登下校時のみ付添いあり	学校生活・登下校時ともに付添いあり	合計	学校生活のみ付添いあり	登下校時のみ付添いあり	学校生活・登下校時ともに付添いあり	合計
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	通学	訪問教育		常勤	非常勤															
国立		3	0	7	0	0	7	0	7	1	3	0	4	1	0	0	0	1	1	1	0	2	1	1	0	2
公立（都道府県別）	1 北海道	32	3	133	78	99	230	83	313	12	79	0	91	10	194	0	0	204	0	131	0	131	0	131	0	131
	2 青森県	10	0	53	22	16	84	7	91	13	14	0	27	0	12	0	0	12	0	34	3	37	0	32	3	35
	3 岩手県	10	0	47	20	15	53	29	82	0	37	0	37	0	0	0	0	0	0	35	0	35	0	35	0	35
	4 宮城県	20	1	71	40	32	134	10	144	0	159	0	159	0	0	0	0	0	0	79	0	79	0	77	0	77
	5 秋田県	9	0	23	22	15	43	17	60	0	16	0	16	0	0	0	0	0	0	38	1	39	0	36	1	37
	6 山形県	7	1	38	18	13	55	15	70	0	25	0	25	0	0	0	0	0	0	31	0	31	0	31	0	31
	7 福島県	17	0	50	27	26	91	12	103	0	33	0	33	0	11	0	0	11	0	81	1	82	0	81	0	81
	8 茨城県	14	0	115	57	71	132	111	243	0	56	0	56	0	0	0	0	0	1	92	17	110	0	98	8	106
	9 栃木県	14	0	85	32	26	104	39	143	11	57	0	68	0	0	0	0	0	0	71	0	71	0	70	0	70
	10 群馬県	17	0	62	36	31	92	37	129	0	34	18	52	0	89	0	0	89	0	80	1	81	0	79	1	80
	11 埼玉県	23	4	236	97	96	304	129	433	31	74	4	109	0	169	0	5	174	0	131	32	163	0	132	20	152
	12 千葉県	33	2	192	79	84	283	74	357	0	158	0	158	2	319	0	0	321	3	204	31	238	0	213	22	235
	13 東京都	48	3	499	205	180	754	133	887	0	514	241	755	0	448	0	253	701	3	108	41	152	3	107	24	134
	14 神奈川県	34	0	263	149	157	489	80	569	41	98	8	147	2	789	0	7	798	1	146	8	155	2	140	7	149
	15 新潟県	23	0	64	32	28	92	32	124	0	50	1	51	2	20	0	0	22	0	75	2	77	0	73	1	74
	16 富山県	10	0	34	28	16	61	17	78	0	40	0	40	0	0	0	0	0	0	45	1	46	0	45	1	46
	17 石川県	7	0	26	21	7	50	4	54	21	0	0	21	0	9	0	0	9	0	13	1	14	0	14	0	14
	18 福井県	8	0	36	12	17	45	20	65	0	37	0	37	0	27	0	0	27	0	36	1	37	0	36	1	37
	19 山梨県	6	0	39	17	20	57	19	76	0	21	0	21	0	5	0	0	5	0	38	2	40	0	38	2	40
	20 長野県	17	1	85	42	46	151	23	174	11	82	4	97	0	19	0	0	19	0	91	6	97	0	88	5	93
	21 岐阜県	17	0	80	42	36	135	23	158	0	87	0	87	0	0	0	2	2	0	99	1	100	0	99	1	100
	22 静岡県	18	0	123	73	69	206	59	265	0	81	0	81	0	219	0	0	219	0	168	26	194	0	178	12	190
	23 愛知県	25	3	228	100	92	342	81	423	20	135	1	156	0	32	0	0	32	1	266	4	271	1	262	2	265
	24 三重県	10	0	48	25	19	72	20	92	20	17	0	37	0	149	0	0	149	0	43	0	43	0	43	0	43
	25 滋賀県	10	0	82	47	60	189	0	189	0	55	0	55	0	0	0	0	0	0	88	2	90	0	87	2	89
	26 京都府	16	0	91	45	31	142	25	167	24	57	0	81	1	185	0	3	189	0	47	2	49	0	46	2	48
	27 大阪府	36	2	290	143	187	556	66	622	0	149	3	152	0	766	0	0	766	0	84	0	84	0	81	0	81
	28 兵庫県	38	2	208	101	115	333	93	426	11	177	26	214	3	255	0	15	273	0	99	37	136	0	97	26	123
	29 奈良県	5	1	55	25	30	72	39	111	3	17	0	20	0	113	0	0	113	0	42	0	42	0	42	0	42
	30 和歌山県	9	1	22	18	21	50	12	62	0	23	3	26	0	78	0	0	78	0	18	2	20	0	19	1	20
	31 鳥取県	4	1	19	12	9	39	2	41	4	19	0	23	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0	14	1	15
	32 島根県	5	0	25	17	10	48	4	52	14	6	0	20	0	8	0	0	8	0	19	0	19	0	19	0	19
	33 岡山県	12	0	70	45	41	123	33	156	1	74	0	75	0	135	0	0	135	0	84	1	85	0	84	1	85
	34 広島県	15	1	116	60	59	175	61	236	0	60	0	60	0	0	0	0	0	0	46	3	49	0	47	1	48
	35 山口県	10	0	45	20	22	62	25	87	0	50	0	50	0	0	0	0	0	0	46	3	49	0	45	2	47
	36 徳島県	7	1	34	16	16	48	19	67	4	11	0	15	0	0	0	0	0	0	40	0	40	0	40	0	40
	37 香川県	7	0	18	13	13	34	10	44	0	19	0	19	0	0	0	0	0	0	28	0	28	0	26	0	26
	38 愛媛県	5	0	50	26	18	72	22	94	3	23	0	26	0	39	0	0	39	0	50	2	52	0	50	2	52
	39 高知県	8	0	21	10	9	35	5	40	0	40	0	40	0	0	0	0	0	0	25	0	25	0	26	0	26
	40 福岡県	24	2	238	99	98	310	127	437	0	121	16	137	0	5	0	0	5	0	197	8	205	0	197	7	204
	41 佐賀県	7	0	22	16	9	46	1	47	0	39	0	39	0	0	0	0	0	0	44	2	46	0	44	1	45
	42 長崎県	8	0	50	26	25	82	19	101	0	28	0	28	0	18	0	0	18	0	71	0	71	0	69	0	69
	43 熊本県	14	0	53	36	30	93	26	119	0	10	32	42	0	0	0	0	0	1	41	1	43	1	40	1	42
	44 大分県	17	0	41	20	21	70	12	82	0	34	0	34	0	8	0	0	8	0	56	3	59	0	56	3	59
	45 宮崎県	10	0	40	23	17	63	17	80	0	44	0	44	0	0	0	0	0	0	44	1	45	0	44	1	45
	46 鹿児島県	12	0	74	45	45	112	52	164	0	39	0	39	0	26	0	0	26	0	86	3	89	0	86	2	88
	47 沖縄県	13	1	84	49	34	131	37	168	0	50	0	50	0	0	0	0	0	0	97	2	99	0	96	2	98
	計	721	30	4,378	2,186	2,131	6,944	1,781	8,725	244	3,049	357	3,650	20	4,147	0	285	4,452	10	3,501	251	3,762	7	3,493	166	3,666
私立（株式会社立を含む）		2	0	0	1	2	3	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
総　計		726	30	4,385	2,187	2,133	6,954	1,781	8,735	245	3,052	357	3,654	22	4,147	0	285	4,454	11	3,502	251	3,764	8	3,494	166	3,668

（参考1-2）【幼稚園、小・中・高等学校】令和7年度学校における医療的ケアに関する実態調査（国立・公立（都道府県別）・私立（株式会社立を含む）別）

国立・公立（都道府県別）・私立（株式会社立を含む）の別			学校の数					幼児児童生徒の数							看護師の数				看護師以外の実施者の数					保護者等による付添いを行っている医療的ケア児の数（始業から夏休み前までの間）				保護者等による付添いを行っている医療的ケア児の数（10月1日時点）			
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	合計	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	通常の学級・特別支援学級の別		合計	直接雇用		外部委託（医療機関・訪問看護ステーション・障害児入所施設等）	合計	養護教諭	認定特定行為業務従事者（教員）	介護福祉士	認定特定行為業務従事者（教員以外）	合計	学校生活のみ付添いあり	登下校時のみ付添いあり	学校生活・登下校時ともに付添いあり	合計	学校生活のみ付添いあり	登下校時のみ付添いあり	学校生活・登下校時ともに付添いあり	合計
												通常の学級	特別支援学級		常勤	非常勤															
国立			2	9	0	0	11	2	10	0	0	12	0	12	0	0	1	1	2	0	0	0	2	1	1	2	4	0	1	2	3
公立（都道府県別）	1	北海道	0	68	20	1	89	0	77	21	1	29	70	99	5	34	62	101	3	0	1	0	4	4	45	5	54	4	45	4	53
	2	青森県	0	13	3	0	16	0	13	4	0	6	11	17	0	16	3	19	0	0	0	5	5	0	7	1	8	0	8	0	8
	3	岩手県	1	22	3	0	26	1	26	3	0	10	20	30	2	30	1	33	2	0	0	0	2	0	11	0	11	0	10	0	10
	4	宮城県	2	30	6	0	38	2	33	7	0	13	29	42	1	18	12	31	1	0	0	0	1	0	17	6	23	0	17	5	22
	5	秋田県	0	11	1	0	12	0	11	1	0	5	7	12	0	9	1	10	0	0	0	0	0	1	4	3	8	1	4	3	8
	6	山形県	0	9	0	0	9	0	10	0	0	4	6	10	0	11	3	14	0	0	0	0	0	0	5	1	6	0	5	1	6
	7	福島県	1	22	5	1	29	1	24	5	1	17	14	31	0	15	4	19	3	0	0	2	5	3	14	0	17	3	14	0	17
	8	茨城県	1	36	5	0	42	1	36	6	0	30	13	43	2	20	20	42	0	0	0	0	0	3	12	11	26	2	13	10	25
	9	栃木県	0	25	6	0	31	0	26	7	0	23	10	33	0	28	1	29	0	0	0	0	0	2	18	0	20	1	18	0	19
	10	群馬県	2	33	8	0	43	3	36	9	0	28	20	48	0	38	7	45	4	0	0	0	4	2	18	1	21	1	17	1	19
	11	埼玉県	1	59	9	0	69	1	64	11	0	52	24	76	0	46	33	79	0	0	0	1	1	0	28	3	31	0	28	3	31
	12	千葉県	4	81	9	3	97	4	90	9	3	61	45	106	2	87	30	119	2	0	0	0	2	6	38	10	54	6	38	9	53
	13	東京都	4	133	20	1	158	4	152	22	1	150	29	179	0	47	130	177	0	0	0	0	0	11	33	10	54	10	35	8	53
	14	神奈川県	1	120	36	0	157	1	144	44	0	87	102	189	0	91	80	171	4	0	0	6	10	6	56	12	74	7	58	8	73
	15	新潟県	1	29	5	1	36	1	29	6	1	10	27	37	1	32	4	37	3	0	0	7	10	0	18	3	21	0	18	3	21
	16	富山県	0	12	2	0	14	0	13	2	0	12	3	15	0	3	3	6	1	0	0	0	1	2	3	0	5	2	3	0	5
	17	石川県	0	24	3	1	28	0	29	3	1	18	15	33	0	23	5	28	3	0	0	12	15	2	13	0	15	2	12	0	14
	18	福井県	0	11	0	0	11	0	12	0	0	4	8	12	0	15	1	16	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	6	0	6
	19	山梨県	0	8	0	0	8	0	8	0	0	4	4	8	0	1	5	6	0	0	0	0	0	1	2	1	4	1	2	1	4
	20	長野県	1	52	10	0	63	1	61	12	0	40	34	74	0	97	12	109	0	0	0	0	0	0	23	0	23	0	22	0	22
	21	岐阜県	5	28	4	0	37	6	37	4	0	31	16	47	0	37	3	40	3	1	0	12	16	2	15	5	22	2	14	4	20
	22	静岡県	0	57	7	0	64	0	61	8	0	47	22	69	2	54	23	79	0	0	0	1	1	4	20	7	31	3	19	7	29
	23	愛知県	2	157	30	4	193	2	190	32	6	129	101	230	0	78	91	169	2	0	2	13	17	13	85	11	109	12	86	8	106
	24	三重県	2	31	9	0	42	2	34	10	0	19	27	46	1	53	0	54	1	0	0	0	1	1	18	3	22	1	20	1	22
	25	滋賀県	7	50	8	1	66	7	58	8	1	33	41	74	0	73	6	79	3	1	0	1	5	1	29	2	32	1	28	2	31
	26	京都府	3	36	9	0	48	3	40	11	0	26	28	54	0	51	10	61	3	0	0	0	3	2	26	4	32	2	27	2	31
	27	大阪府	10	191	46	7	254	11	216	54	7	46	242	288	3	313	36	352	5	89	0	1	95	3	142	9	154	2	142	5	149
	28	兵庫県	7	93	10	3	113	7	110	12	3	64	68	132	4	59	65	128	15	0	0	0	15	2	67	8	77	2	66	7	75
	29	奈良県	3	26	4	2	35	3	30	4	2	14	25	39	3	45	3	51	0	4	0	19	23	1	26	1	28	1	25	1	27
	30	和歌山県	1	15	1	1	18	1	16	1	1	10	9	19	0	8	12	20	2	0	0	0	2	1	5	2	8	1	4	1	6
	31	鳥取県	0	7	2	0	9	0	8	2	0	2	8	10	0	12	0	12	0	0	0	5	5	0	6	1	7	0	6	1	7
	32	島根県	0	5	2	0	7	0	6	2	0	6	2	8	0	5	0	5	3	0	0	3	6	1	1	0	2	1	1	0	2
	33	岡山県	1	13	1	2	17	1	13	1	2	12	5	17	0	23	1	24	2	0	0	3	5	1	9	2	12	1	9	2	12
	34	広島県	0	49	11	2	62	0	58	12	2	32	40	72	0	84	8	92	0	0	0	0	0	1	34	1	36	1	34	1	36
	35	山口県	1	9	1	1	12	1	9	1	1	5	7	12	1	4	3	8	0	0	0	1	1	3	5	2	10	3	5	2	10
	36	徳島県	0	10	0	0	10	0	10	0	0	7	3	10	0	0	23	23	0	0	0	0	0	1	0	2	3	1	1	1	3
	37	香川県	4	24	0	0	28	4	29	0	0	16	17	33	0	10	24	34	1	0	0	2	3	1	12	1	14	1	12	1	14
	38	愛媛県	0	11	1	0	12	0	13	1	0	3	11	14	0	12	1	13	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	8	1	9
	39	高知県	0	11	1	0	12	0	12	1	0	1	12	13	0	9	0	9	0	0	0	0	0	1	8	0	9	1	7	0	8
	40	福岡県	1	48	10	2	61	1	59	10	2	27	45	72	0	51	21	72	4	0	0	6	10	0	37	4	41	0	37	3	40
	41	佐賀県	0	19	3	0	22	0	21	4	0	6	19	25	0	3	24	27	2	0	0	6	8	0	7	1	8	0	8	0	8
	42	長崎県	0	27	3	0	30	0	30	3	0	10	23	33	0	33	2	35	0	0	0	1	1	0	14	1	15	0	13	0	13
	43	熊本県	0	39	4	1	44	0	45	4	1	10	40	50	1	52	2	55	0	0	0	0	0	1	24	1	26	0	21	2	23
	44	大分県	0	16	4	1	21	0	18	4	1	13	10	23	0	2	20	22	0	0	0	0	0	1	4	1	6	1	5	0	6
	45	宮崎県	0	10	2	0	12	0	11	2	0	10	3	13	0	3	7	10	0	0	0	4	4	0	5	1	6	0	6	0	6
	46	鹿児島県	2	24	2	0	28	2	27	2	0	10	21	31	0	21	8	29	2	0	0	0	2	2	16	5	23	2	16	5	23
	47	沖縄県	6	48	4	0	58	6	60	5	0	34	37	71	0	81	37	118	0	1	0	9	10	0	39	2	41	0	36	3	39
		計	74	1,852	330	35	2,291	77	2,115	370	37	1,226	1,373	2,599	28	1,837	847	2,712	74	96	3	120	293	86	1,036	144	1,266	79	1,029	116	1,224
私立（株式会社立を含む）			94	10	6	22	132	107	12	6	45	170	0	170	19	56	24	99	46	13	1	2	62	18	28	18	64	19	30	15	64
総　計			170	1,871	336	57	2,434	186	2,137	376	82	1,408	1,373	2,781	47	1,893	872	2,812	122	109	4	122	357	105	1,065	164	1,334	98	1,060	133	1,291

（参考2-1）特別支援学校における医療的ケアに関する推移

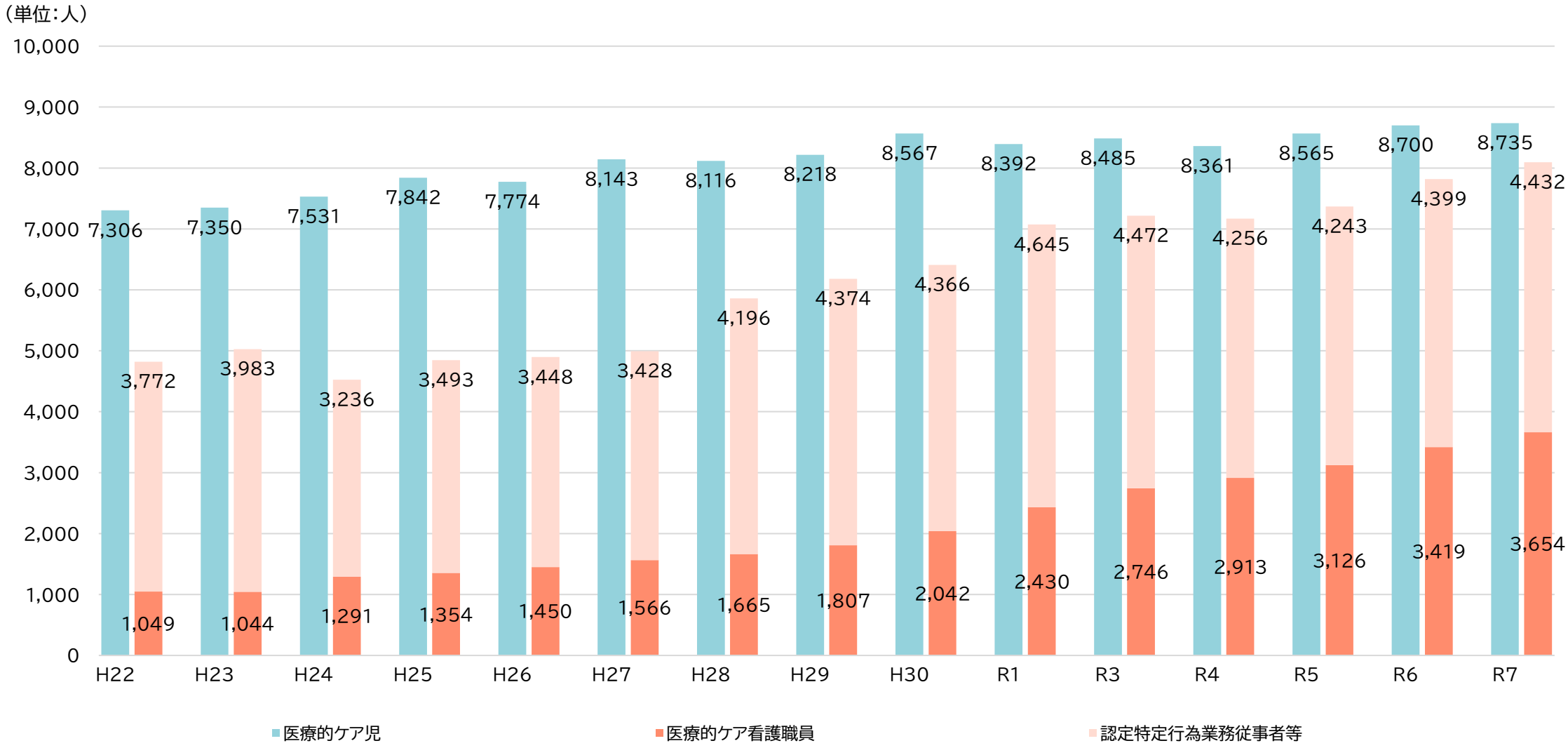

医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数（特別支援学校）

※ 調査対象
～H30 ：公立の特別支援学校（H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外）
R1～ ：国公私立の特別支援学校
※ 認定特定行為業務従事者等の数
H22、23 ：医療的ケアに関わっている教員数
H24～ ：認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数
（調査期日 H24：10月1日H25～H27：9月1日、H28、H29：年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者（予定を含む）。）
R4～ ：認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数
※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。
※ 医療的ケア看護職員の数は、令和3年度調査以前は国公私立ともに各学校が回答しているが、令和4年度以降は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

（参考2-2）幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移

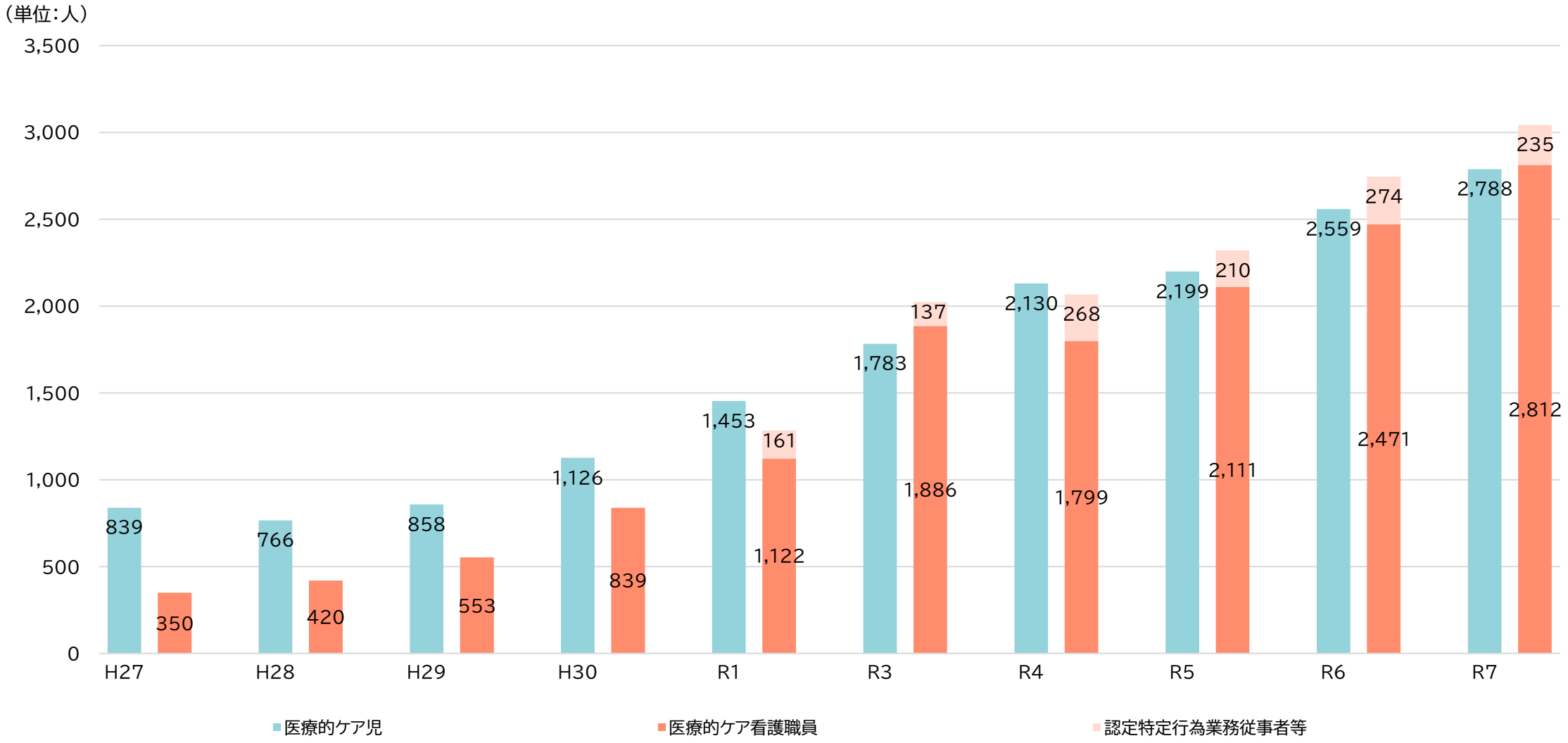

医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数（幼稚園、小・中・高等学校）

※ 調査対象
　H27　　：公立の小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）
　H28、29：公立の小学校、中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む）
　H30　　：公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校（通信制を除く。）、義務教育学校、中等教育学校
　R1、R3　：国公私立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）小学校、中学校、高等学校（専攻科を除く。）、義務教育学校、中等教育学校
※ 認定特定行為業務従事者等の数
　R1～　　：認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数
　R4～　　：認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数
※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。
※ 医療的ケア看護職員の数は、令和3年度調査以前は国公私立ともに各学校が回答しているが、令和4年度以降は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

（参考3）保護者等の付添いの状況（令和7年10月1日現在）

● 特別支援学校に通学する医療的ケア児（6，887人）における保護者等の付添いの状況

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数　174人　（2．5%）
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,494人（50．7%）
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 3,219人（46.7%）

➢ **学校生活で付添いが必要な理由**

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児（174人）の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため」71件（40．8%）が最も多く、「その他」の理由としては、「緊急時の対応のため、保護者が付き添うよう主治医から助言があったため」などがある。

➢ **登下校時に付添いが必要な理由**

「学校生活・登下校時ともに付添いあり」又は「登下校時のみ付添いあり」の医療的ケア児（3,660人）の付添いが必要な理由として、「スクールバスに同乗する医療的ケア看護職員がいないため」1,709件（46.7%）が最も多く、「その他」の理由としては「医療的ケア児が乗車できる車両が確保できないため」などがある。

● 幼稚園、小・中・高等学校に通学（園）する医療的ケア児（2,768人）における保護者等の付添いの状況

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数　231人（8.3%）
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,060人（38.3%）
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 1,477人（53．4%）

➢ **学校生活で付添いが必要な理由**

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児（231人）の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」93件（40.3%）が最も多く、「その他」の理由としては、「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。

➢ **登下校時に付添いが必要な理由**

「学校生活・登下校時ともに付添いあり」又は「登下校時のみ付添いあり」の医療的ケア児（1,193人）の付添いが必要な理由として、その他を除くと「医療的ケア看護職員や車両の確保は可能だが、保護者が希望しているため」186件（15.6%）が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケア児が乗車できる車両が確保できないため」などがある。

※ 本調査は、令和7年10月1日時点において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

(参考4-1)切れ目ない支援体制整備充実事業

令和8年度予算額　48億円
（前年度予算額　47億円）

文部科学省

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9施行）の趣旨を踏まえ、学校における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備充実を図るため、修学旅行等や登下校時の送迎対応も含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援する

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	✓ 配置人数：**5,300人分（＋400人増）** ✓ １日６時間、週５回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（単価・時間等）を決定することが可能。 訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

＜補助対象＞　都道府県・市区町村・学校法人
（幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校）
＜補助割合＞　国：1/3　補助事業者：2/3
国：1/2　補助事業者：1/2（私立幼稚園）

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援

※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援

配置人数：**730人分（＋170人増）**

【関連施策】
ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円（3年間（令和6年度～8年度）：1箇所×1,000万円）

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、
- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

担当：初等中等教育局特別支援教育課

（参考4-2）学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

文部科学省

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると
文部科学省HPの該当ページに移動します。

基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について（H31.3.20 初等中等教育局長通知）

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ（平成31年2月28日）」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。

文部科学省HP

小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。（令和8年7月一部改訂）

文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（R3.6.18公布、R3.9.18施行）

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。

文部科学省HP

医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用）

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。

文部科学省HP

学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ

- 医療的ケアの手技について、講義や実技を交えて紹介する動画。

文部科学省HP

学校における教職員によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。

文部科学省HP

学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。

文部科学省HP

地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。

文部科学省HP

教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。

文部科学省HP

指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。

文部科学省HP

学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアル

- 医療的ケアに関する研修を初めて企画・実施する教育委員会担当者向けの、研修の基本的なプロセスを解説した資料。

文部科学省HP

医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2：酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について

文部科学省HP

学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～：地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。

文部科学省HP

医療的ケア看護職員等の相談・研修の在り方に関する事例

- 医療的ケアに関するICTを活用した相談・支援や医療機関等と連携した研修に取り組んでいる自治体の事例を紹介。

文部科学省HP

医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する取組事例集

- 安定的な医療的ケア看護職員の確保等に向け、各自治体の配置方法等に関する調査研究を実施。

文部科学省HP

学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】

- 各教育委員会等が学校における医療的ケア実施に関するガイドラインを検討する際の留意点や記載事項、記載例などを示した【ひな型】を作成。

文部科学省HP

(参考4-3)学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】

文部科学省

- 近年、医療技術の進歩や在宅医療の普及等に伴い、学校における医療的ケア児の在籍数は年々増加しており、**医療的ケア児が安全・安心に学校生活等を送ることができる環境の整備**が求められている。
- 一方、令和５年度、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうち、学校における医療的ケアの対応の在り方等を示すガイドライン等を策定している教育委員会の割合は、54.2%※1となっており 、**各教育委員会におけるガイドラインの策定が急務**となっている。

⇒ 令和７年度、学校※2における医療的ケア児の受入れ体制の充実を目的に調査研究を実施。**各教育委員会が、学校における医療的ケア実施に関するガイドラインを検討する際の留意点や記載事項、記載例などを示した【ひな型】を作成・公表**。

※1 令和5年度「学校における医療的ケアに関する実態調査」 ※2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

文部科学省HP： https://www.mext.go.jp/content/20260630-mxt_tokubetu02-000007449_2.pdf

ガイドライン検討のポイント

①各項目を検討する際の方向性【留意点】

各教育委員会がガイドラインの記載内容を検討するにあたって**念頭におくべき方向性**を記載。

②ガイドラインに必要な視点 【記載事項】

ガイドライン策定に必要な視点を、**推奨される事項**（通知等で示されている内容や今般求められる事項）と、**必要に応じて推奨される事項**（地域の実情を踏まえ必要性を判断する事項）に分けて、網羅的に掲載。

③全国の自治体のガイラインの記載例

全国の自治体において**既に策定されているガイドライン等の記載内容**を多数掲載。

ガイドラインの構成

1.はじめに
- 1-1. ガイドライン策定の背景・目的
- 1-2. 使用する用語の定義
- 1-3. ガイドラインの位置づけ

2.教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備
- 2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備
- 2-2. 学校における管理・実施体制の整備

3.医療的ケアの対応範囲
- 3-1. 実施可能な行為
- 3-2. 実施に当たっての環境整備
- 3-3. 主な医療的ケアの留意点

4.医療的ケア実施までの流れと実施事項
- 4-1. 実施までの流れ
- 4-2. 具体的な実施事項

5.保護者の付添い対応
- 5-1. 保護者の付添いに関する基本的な考え方
- 5-2. 保護者の付添いに伴う負担の軽減に向けた対応

6.学校生活の各場面に応じた対応
- 6-1. 校内の活動に関する対応
- 6-2. 登下校時の対応
- 6-3. 校外学習時の対応

7.緊急時対応
- 7-1. 緊急時対応マニュアルの作成
- 7-2. 緊急事態の早期把握と迅速な対応のための備え
- 7-3. 緊急事態発生時の対応
- 7-4. ヒヤリ・ハットや重大事故発生後の報告・分析・再発防止

8.災害対策
- 8-1. 災害への備え
- 8-2. 発災時の対応
- 8-3. 事後の対応

6- 学校生活の各場面に応じた対応（抜粋）

6-3.2. 宿泊を伴う場合の対応

【留意点】
- **医療的ケア児が修学旅行等の宿泊を伴う校外学習に参加できるよう、疾病や医療的ケアの内容で画一的に参加の可否や保護者の付添い等を決めるのではなく、主治医等のほか、医療的ケア児及び保護者の意向を尊重して個別に判断できるよう記載すること。**
- **校舎内とは異なる環境となる修学旅行等の宿泊を伴う校外学習において、夜間を含む臨時的な医療的ケア実施体制を構築するための手段を検討して記載をすること。更に、普段の学校生活で学校の医療的ケア看護職員等が対応していない夜間の医療的ケアが必要となる場合があることから、学校関係者、主治医、保護者等の間で検討し協力が必要であることについて記載すること。**

3- 医療的ケアの対応範囲

3-1. 実施可能な行為

(3-1.記載例)

【静岡県】＜特別支援学校・小学校・中学校対象＞『静岡県医療的ケアガイドライン』（令和６年３月）（抜粋）

1 学校における医療的ケアの定義と実施者

（前略）

⑶ 県立特別支援学校では、配置された看護師が、主治医の作成する「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」（以下「指示書」という。）に従って医療的ケアを実施する。
また、一定の研修を修了し、認定された者（教職員）が、表に示す特定行為（口腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養等）に限り、一定の条件の下で看護師と協力しながら対応することを可能としている。

⑷ 小中学校では、配置された看護師が、主治医の作成する「指示書」に従って医療的ケアを実施する。

（参考4-4）「小学校等における医療的ケア実施支援資料」一部改訂内容（令和８年７月）

文部科学省

経緯

医療的ケア児が年々増加傾向にあることなどを踏まえ、小学校等の教職員や教育委員会等の職員の医療的ケアに関する理解を促すとともに、具体的な受入れ体制の構築の際の参考となるよう、令和３年６月に本資料を作成。
このたび、これまでに教育委員会等から問い合わせのあった内容などを踏まえ、編集協力者、関係省庁及び省内関係局課などの協力の下、本資料を改訂。
（本資料を掲載しているウェブサイトのURL）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00002.htm

改訂内容

（１）会計年度任用職員として任用している看護師等を宿泊を伴う校外活動等に帯同させる際に各地方公共団体において講じる措置内容を新たに整理

＜フルタイムの会計年度任用職員＞
正規の勤務時間を超えて勤務することを命じた場合（週休日を含む。）には、その超えた勤務時間に対して、労働基準法第37条の規定に基づく基準を下回らない額を、各地方公共団体の条例等に基づき適切に時間外勤務手当として支給する必要がある。また、休日勤務手当及び夜間勤務手当についても、休日等の勤務を命じた場合には適切に支給する必要がある。

＜パートタイムの会計年度任用職員＞
正規の勤務時間を超えての勤務（週休日を含む。）や、休日等の勤務を命じた場合には、労働基準法及び各地方公共団体の条例等の規定を踏まえ、時間外勤務手当等に相当する報酬を支給するなど、労働基準法の規定に沿って適切に対応する必要がある。

会計年度任用職員制度任の運職に係る事務処理マニュアル（令和8度3月）総務省自治行政局公務制部」参照

（２）医療的ケア児が校外学習（宿泊を伴う活動を含む。）に参加する際に確認すべき内容等を新たに整理

医療的ケア児の状況に応じ、医師に参加の可否を確認するとともに、参加しても問題がない場合は校内との対応の違いなどを確認するなどして、必要に応じ医師から校外学習の日程などに応じた看護師等に対する指示を改めて受ける必要がある。
また、事前に校外活動実施計画等を作成する際に当たっては、校外や夜間に想定される対応や緊急時の対応を保護者だけではなく、医師に確認するとともに、下見を行った際に確認した活動場所や宿泊場所近くの病院や警察署などの情報を記載するなどして、引率教職員が確実に対応できるように準備する必要がある。
＜校外活動全般＞
・校外における想定される緊急時が発生した場合の対応を検討する。 など
＜宿泊を伴う活動＞
・医療的ケアを必要とする児童生徒の情報と緊急時の対応について、すべての引率教職員間で共有する。 など

（３）人工呼吸器による呼吸管理を必要とする児童生徒に対する教育活動の際の留意事項を新たに整理

・ 学校において人工呼吸器の電源を入れたり切ったりすることはほとんどなく、また、移動や日常的な気管カニューレからの喀痰吸引等に伴う一時的な停止を繰り返したとしても異常をきたす可能性は低く、また、ほとんどの機種の人工呼吸器においては気管カニューレに装着されたカテーテルマウントやコンセントなどが外れた際はアラームがなる機能を有していることから、教職員もその構造などを理解しておく。
・ 仮に、気管カニューレからカテーテルマウントや人工鼻、スピーチバルブが外れた場合は、看護師等に対応を求めるとともに、近くに看護師等がいない場合であって緊急やむを得ない場合は、装着しなければ児童生徒の命にかかわることから、教職員が速やかに装着し、そのことを看護師等に報告し、確認などを求める。

日本小児医療保健協議計量症心身障害児（者）・在宅医療委制計報告会学校における医療行為の判断，解釈についての Q＆A」参照

（４）経管栄養を必要とする児童生徒に対して、給食の際にミキサー食を準備できる場合の留意事項を再整理

（教職員）
～、例えば、自校方式を導入している学校において、食物アレルギーなどに対応しつつ、ミキサー食を準備できる場合は、給食管理の観点から、医師や看護師、保護者、栄養教諭、養護教諭などと必要な調整を図ることが望ましい。
（看護師等）
・ 小児医療においては半消化態の経腸栄養剤より実際の食事に近いミキサー食は栄養学上も良いとされていることから、例えば、自校方式を導入している学校において、医療的ケア児の食物アレルギーなどに対応しつつ、ミキサー食を準備できる場合は、医師の指示の下、学級担任や保護者、栄養教諭、養護教諭などと必要な調整を図る。